

LP ガス料金高騰対策家庭向け支援事業に係る Q & A について

令和 5 年 8 月
新潟県防災局消防課
一般社団法人新潟県 LP ガス協会

目次

Q1	どのように値引きがなされますか？	2
Q2	値引き支援の対象はどのような形態ですか？	3
Q3	一般家庭の方自身が必要な手続きはありますか？	3
Q4	2 か月間に分けて値引く理由はなぜですか？	4
Q5	値引き額が請求額を上回る場合はどのような計算になりますか？	4
Q6	市町村でも同様の事業を行う場合に重複して値引くことができますか？	5
Q7	使用量 0m ³ で基本料金が請求されていますが対象になりますか？	5
Q8	県外に販売所を置く L P ガス販売事業者ですが、新潟県の家庭に販売しています。対象になりますか？	6
Q9	住所は新潟県ですが、新潟県外にも家を所有していますが対象になりますか？	6
Q10	新潟県内に本宅のほか別荘を持っていますが、どちらも対象になりますか？	6
Q11	コミュニティガスは対象になりますか？	7
Q12	国や地方公共団体も対象になりますか？	7
Q13	二世帯住宅の場合の値引き対象数はどうなりますか？	7
Q14	アパート等の集合住宅の場合の値引き対象数はどうなりますか？	7
Q15	値引き内容を支援対象者に知らせる方法はどのようにすれば良いですか？	8
Q16	料金滞納の多い消費者や未納の続く消費者に対しても、値引きをしなければなりませんか？	8
Q17	数カ月の請求をまとめて支払う消費者に対する値引きはどのようになりますか？	8
Q18	店頭販売をしない豆腐や納豆製造業等を営む住宅兼工場は値引きの対象となりますか？	8
Q19	値引きのし忘れがあった場合など、罰則等がありますか？	9
Q20	値引き対象月を変更しても良いですか。	9
Q21	請求書発行システム等の改修が間に合わない場合はどのようにすれば良いですか？	9
Q22	季節利用の別荘等散発的に使用する消費者であって、その使用する月のみ請求する消費者が対象になりますか？	9

Q23	支援補助金事務局への申請期間、実績報告の期間はいつごろになりますか？	10
Q24	申請手続きに必要な申請要領等はどこで入手できますか？	10
Q25	申請書類の記入例など具体的かつ明確な申請マニュアル等がありますか？	10
Q26	申請後、交付決定が出るまでの期間はどのくらいかかりますか？	10
Q27	交付決定が出る前に値引きをして良いですか？	10
Q28	実績報告書が提出期限に間に合わなかった場合、補助金は支給されますか？	11
Q29	申請時の消費者戸数はいつ時点の数で申請すれば良いですか？	11
Q30	申請後や交付決定後に消費者の増減が発生した場合の変更申請は必要ですか？	11
Q31	概算払は可能ですか？	11
Q32	必ず申請を提出しなければなりませんか？	11
Q33	今後、事業廃止を検討していますが、その場合でも申請はしなければなりませんか？また、交付決定後に事業を廃止する場合などは、どのようにすれば良いですか？	11

Q1 どのように値引きがなされますか？

【回答】

- LP ガス販売事業者の皆様を通じて9月、10月分の使用料金請求時に1,000円ずつ、2か月間で合計2,000円値引きます。
- 消費税を考慮すると1,100円ずつ値引かれることになります。

【計算例】

元の請求	5,500円 (税込)	=	5,000円 (税抜)	+	500円 (消費税)
値引き			-1,000円		
値引き後	4,400円 (税込)	=	4,000円 (税抜)	+	400円 (消費税)

Q2 値引き支援の対象はどのような形態ですか？

【回答】

○対象

- 一般家庭
- 店舗兼住宅
- 暖房用、調理用及び浴用等、一般家庭と同様の用途で使用する事業者
例)
 - ・ 飲食店
 - ・ 介護サービス業
 - ・ 旅館

○対象外

- 溶断用、加熱用及び焼成用等、一般家庭とは異なる用途で使用する事業者
例)
 - ・ 金属加工に使う場合の金属製品加工業
 - ・ 工事で使う場合の建設業
 - ・ 窯に使う場合の窯業
- 質量販売

Q3 一般家庭の方自身が必要な手続きはありますか？

【回答】

- 手続きを行う必要はありません。値引きは LP ガス販売事業者の請求段階で行われ、自動的に値引きがなされます。

【参考】

なりすましや詐欺まがいの行為が心配されるが、口座番号、キャッシュカード及び暗証番号等が必要になることはなく、契約している LP ガス販売事業者の方以外の者が消費者に直接連絡することはありません。

Q4 2か月間に分けて値引く理由はなぜですか？

【回答】

- 値引く回数を少なくすると事務費用を抑えることができます。
- 1か月にすると値引き額が2,000円となり、値引き額が請求額を上回る可能性がある
ので、2か月に分けました。

Q5 値引き額が請求額を上回る場合はどのような計算になりますか？

【回答】

- 元の請求額分まで値引きます。
- 上回ったからといって現金を渡したり、翌月に繰り越したりすることはしません。

【計算例】

元の請求	880円 (税込)	=	800円 (税抜)	+	80円 (消費税)
値引き			-800円		
値引き後	0円 (税込)	=	0円 (税抜)	+	0円 (消費税)

Q6 市町村でも同様の事業を行う場合に重複して値引くことができますか？

【回答】

- 重複して値引きます。ただし、市町村の事業の値引き額と合わせるとその月の請求額を上回る場合は、元の請求額から市町村の事業の値引き額を差し引いた額を値引きます。市町村の事業の値引き額が請求額を上回る場合は、県では値引きません。

市の値引き額が 500 円の場合、

【計算例 1】

元の請求	5,500 円 (税込)	=	5,000 円 (税抜)	+	500 円 (消費税)
市値引き			-500 円		
県値引き			-1,000 円		
値引き後	3,850 円 (税込)	=	3,500 円 (税抜)	+	350 円 (消費税)

【計算例 2】

元の請求	1,320 円 (税込)	=	1,200 円 (税抜)	+	120 円 (消費税)
市値引き			-500 円		
県値引き			-700 円		
値引き後	0 円 (税込)	=	0 円 (税抜)	+	0 円 (消費税)

【計算例 3】

元の請求	440 円 (税込)	=	400 円 (税抜)	+	0 円 (消費税)
市値引き			(市の事業の内容による)		
県値引き			0 円		
値引き後			(市の事業の内容による)		

Q7 使用量 0m³ で基本料金が請求されていますが対象になりますか？

【回答】

- 対象になります。

Q8 県外に販売所を置くLPガス販売事業者ですが、新潟県に家庭に販売しています。対象になりますか？

【回答】

- 新潟県内に存在する設備であれば、LPガス販売事業者の販売所の所在地が県内外問わず対象となります。

【参考】

ここでいう設備とは、液化石油ガス法の供給設備であるLPガス容器（ボンベ）、貯槽、メーター等を言います。

回答とは逆に、県内に販売所を置くLPガス販売事業者が販売している場合であっても、県外の供給設備のものについては、対象外となります。

供給設備を基準に、県内（対象）・県外（対象外）を判定します。

Q9 住所は新潟県ですが、新潟県外にも家を所有していますが対象になりますか？

【回答】

- 所有者の住所は新潟県でも県外に存在する設備は対象外となります。

【参考】

供給設備を基準に、県内（対象）・県外（対象外）を判定します。

Q10 新潟県内に本宅のほか別荘を持っていますが、どちらも対象になりますか？

【回答】

- 対象になります。

【参考】

供給設備基準であって、人単位ではありません。

Q11 コミュニティガスは対象になりますか？

【回答】

- LP ガスであれば対象になります。

Q12 国や地方公共団体も対象になりますか？

【回答】

- 住民が利用する施設、例えば、運動施設、美術館、学校、図書館、公民館などの直接住民の用に供する施設は対象になりますが、事務を執行するための庁舎、研究施設等は対象になりません。

Q13 二世帯住宅の場合の値引き対象数はどうなりますか？

【回答】

- 二世帯が独立したメーターによる二つの契約を行っている場合、それぞれ値引きの対象になります。一つのメーターで一つの契約を行っていて、分岐して二世帯に供給している場合、対象は一つになります。

【参考】

ガス料金の算定に用いるメーターを基準とします。

Q14 アパート等の集合住宅の場合の値引き対象数はどうなりますか？

【回答】

- 入居室ごとにメーターを設置し、LP ガス販売事業者と契約している場合、入居者それぞれが対象になります。
- 入居者が個別に LP 販売事業者と契約せずオーナーのみが契約し、オーナーがそれぞれの入居者に LP ガス料金を請求する場合（家賃に含まれる場合を含む。）は契約しているオーナーのみが対象となります。この場合、オーナーに対して9月分と10月分の使用量に対する請求から1,000円ずつを値引いてください。

Q15 値引き内容を支援対象者に知らせる方法はどのようにすれば良いですか？

【回答】

- LP ガス販売事業者の皆様には支援対象者にチラシを配付していただきます。
- また、実際の請求書等では新潟県からの補助により値引きしていることを明示した状態で発行していただきます。

【参考】

請求額が示されている検針票でも可能です。

Q16 料金滞納の多い消費者や未納の続く消費者に対しても、値引きをしなければなりませんか？

【回答】

- 値引きをしなければなりません。

Q17 数カ月の請求をまとめて支払う消費者に対する値引きはどのようになりますか？

【回答】

- 値引き月（9月、10月）を含んだまとめ請求時に、値引き月数（最大2）に1,000円を乗じた額を差し引いて請求してください。

Q18 店頭販売をしない豆腐や納豆製造業等を営む住宅兼工場は値引きの対象となりますか？

【回答】

- 住宅用の用途が多い場合は対象になり、工業用の用途が多い場合は対象外になります。
- 液化石油ガス法と高圧ガス保安法の区分と同様です。

【参考】

LP 法基本通達第 2 条関係 5.参照

Q19 値引きのし忘れがあった場合など、罰則等がありますか？

【回答】

- 罰則等はありませんが、交付した補助金を返還していただくことがあります。

Q20 値引き対象月を変更しても良いですか。

【回答】

- 変更しないでください。

【参考】

ずらした月をまたいで引越又は LP 販売事業者の変更を行うと、本来受けるべき値引きを受けられない場合又は過剰に受ける場合が生じます。

Q21 請求書発行システム等の改修が間に合わない場合はどのようにすれば良いですか？

【回答】

- 手書き修正等に対応してください。

Q22 季節利用の別荘等散発的に使用する消費者であって、その使用する月のみ請求する消費者が対象になりますか？

【回答】

- 値引き月（9月、10月）に請求が発生している場合はその月が対象になります。

【参考】

基本料金の有無、季節利用の有無によらず、値引き月に請求が発生している場合は対象で、請求が発生していない場合、即ち0円は値引くものがなく対象外となります。

Q23 支援補助金事務局への申請期間、実績報告の期間はいつごろになりますか？

【回答】

- 交付申請は既に受付可能で9月8日が提出期限です。
- 実績報告は11月27日から受付可能で、提出期限は別途お伝えします。

Q24 申請手続きに必要な申請要領等はどこで入手できますか？

【回答】

- 紙媒体は説明会でお配りします。コピーして使用ください。
- お配りしたものと同一電子媒体を一般社団法人新潟県 LP 協会のウェブサイトアップロードします。

Q25 申請書類の記入例など具体的かつ明確な申請マニュアル等がありますか？

【回答】

- 紙媒体は説明会でお配りします。
- お配りしたものと同一電子媒体は一般社団法人新潟県 LP 協会のウェブサイトアップロードします。

Q26 申請後、交付決定が出るまでの期間はどのくらいかかりますか？

【回答】

- 申請後、10日前後で交付決定を出す予定です。

Q27 交付決定が出る前に値引きをして良いですか？

【回答】

- 交付決定が出てから値引きをしてください。

【参考】

交付決定前の執行は返還対象になる可能性があります。

Q28 実績報告書が提出期限に間に合わなかった場合、補助金は支給されますか？

【回答】

- 提出期限に間に合わせてください。場合によっては、支給されない場合もあります。

Q29 申請時の消費者戸数はいつ時点の数で申請すれば良いですか？

【回答】

- 交付申請時に交付申請日現在の消費者戸数で申請してください。

Q30 申請後や交付決定後に消費者の増減が発生した場合の変更申請は必要ですか？

【回答】

- 交付申請時に申請した消費者戸数が30%以上増減する場合は変更申請が必要で、それ未満の増減であれば実績報告書時に修正してください。

Q31 概算払は可能ですか？

【回答】

- 概算払申請をしていただければ、概算払をします。

Q32 必ず申請を提出しなければなりませんか？

【回答】

- 対象となるすべての県民にLPガス料金の低減を行き渡らせることが目的となっています。行き渡らない方が出ないように、必ず申請してください。

Q33 今後、事業廃止を検討していますが、その場合でも申請はしなければなりませんか？

また、交付決定後に事業を廃止する場合などは、どのようにすれば良いですか？

【回答】

- 実績報告をし、精算払がなされるまで事業を継続してください。